

平成 19 年 6 月 11 日

情報通信審議会有線放送部会
部会長 根元 義章 様

代表事業者
九州朝日放送株式会社
代表取締役社長 権藤 満

アール・ケー・ビー毎日放送株式会社
九州朝日放送株式会社
株式会社テレビ西日本
株式会社福岡放送

意見陳述書

情報通信審議会において、大分ケーブルテレコム株式会社、シーティービーメディア株式会社、株式会社ケーブルテレビ佐伯及び大分ケーブルネットワーク株式会社（以下「ケーブル事業者 4 社」という。）の有線テレビジョン放送法〈昭和 47 年法律第 114 号〉第 13 条第 3 項に基づく裁定申請について、意見陳述の機会を頂きましたので、下記の通り意見を申し述べます。

記

■ 1 「県域放送」が大原則

私ども福岡県の民放事業者 4 社（以下、「福岡民放 4 社」という。）は、現行の法制度上の県域免許に基づき、免許地域に対する放送事業を行っております。

このため、報道取材・番組制作・番組編成・営業活動等は、福岡県内の視聴者に対する情報提供を主たる目的としております。

福岡民放 4 社が、県域放送を大原則とする現行の放送制度の枠組みの中で事業を営んでいるながら、一方でケーブルテレビ事業者の区域外再送信を容認していくことは、放送制度の整合性を損なうと考えます。

また、放送事業者には公共の福祉という観点から、緊急災害情報や有事における情報提供が求められています。

区域外再送信による福岡局の放送の視聴が常態化した場合、例えば、今年、導入される緊急地震速報の確認が遅れ、大分県民が生命的、財産的な不利益を受けることも懸念されます。

従いまして、私どもは「県域放送」という原理原則に立って、ケーブル事業者 4 社からの区域外再送信の申し入れに同意しないことと致しました。

■ 2 アナログとデジタルは別物

又、ケーブル事業者4社は「デジタル放送の再送信は『国策としてのアナログ放送からデジタル放送への移行』に伴うもの」と主張していますが、放送事業者に与えられている免許は、アナログ放送とデジタル放送では別物であります。

デジタル放送の免許は、設備面、技術面などデジタル放送技術の一定要件を満たした上で与えられております。

そのために、放送事業者は、多額のデジタル設備投資を行いアナログ放送からデジタル放送への移行に取り組んでおります。

福岡民放4社のデジタル投資総額は、アナログ放送が終了する平成23年までに総額360億円に達します。

これは4社の年間売上高合計の二分の一、利益にして10年分にあたる巨額なものです。

こういった点から「デジタル放送の免許は新しい免許」と考えるのが妥当で、区域外再送信の同意の可否についても、アナログ放送とデジタル放送は、個別に検討する必要があります。

■ 3 違法再送信

尚、ケーブル事業者4社は、アナログ放送について、過去、一度は同意申請を行い、福岡民放各社の同意の上で再送信を行っていましたが、その後、更新の手続きがなく、違法再送信の状態が続いておりました。

しかし、昨年11月、同意申請があり、検討した結果、福岡民放各社は、アナログ放送の区域外再送信については、平成23年7月のアナログ放送終了までに期間が限定されることから再同意に応じることと致しました。

■ 4 大臣裁定制度のあり方と「5つの基準」

次に申し上げたいのは大臣裁定のあり方そのものでございます。

ケーブル事業者4社との協議は、昨年10月から本年3月まで7回行いましたが、ケーブル事業者4社は今年の3月「総務大臣の裁定」申請を行いました。

大臣裁定制度がケーブルテレビ事業者に有利な制度と思われるからです。

「有線テレビジョン放送法」は、「総務大臣は放送事業者に“正当な理由”がある場合を除き、同意をすべき旨の裁定をする」と定めております。

この“正当な理由”は、昭和61年の国会審議で5つの基準が示されました。

- ① 放送番組が放送事業者の意図に反して、一部カットして放送される場合
- ② 放送事業者の意図に反して、番組が異時再送信される場合
- ③ 再送信のチャンネルが別の番組に使われて混乱を起こす場合
- ④ ケーブルテレビ事業者としての適格性に問題がある場合
- ⑤ ケーブルテレビの技術レベルに問題がある場合

この基準によりますと、ケーブルテレビ事業者が大臣裁定を申請すれば、ほとんどの場合、同意の裁定が下されられると思われれます。

それは、福岡県における宮崎県や鹿児島県など隣接していない県のケーブルテレビ事業者からの裁定申請でも同様と考えられます。

この5つの基準は、昭和61年当時、ケーブルテレビ産業が極めて零細であったため、その育成策として考えられました。

しかし、その後、地元要件撤廃・広域事業化、外資規制撤廃といった規制緩和が次々と行われ、ケーブルテレビ事業は「多チャンネル化による都市型の事業拡大」によって、飛躍的に成長しました。

平成18年末にはケーブルテレビの加入世帯総数が2,000万世帯、普及率で全世帯の40%を超えました。この10年間の加入世帯は5.7倍、普及率は4.9倍に達しております。

平成17年度の自主放送を行う許可施設のうち、ケーブルテレビを主たる事業とする営利法人311社の営業収益は3,850億円に達しており、大分県をはじめとして、地方民放テレビ事業者に匹敵する収益をあげるケーブルテレビ事業者も登場しております。

一方、私ども民放事業者は平成23年のアナログ放送終了までに、デジタル中継局の建設整備が求められており、今後もデジタル設備投資による深刻な経営難が懸念されています。

また、営業的にも、大分県、山口県などは、隣県からの区域外再送信が増えるに伴い、自社視聴率の低下等による影響が顕著になってきております。

この20年間で、ケーブルテレビ産業を取り巻く環境は大きく変化し、その意味で、「5つの基準」は、すでに実態とかけ離れております。

■ 5 著作権法上の許諾

次に、著作権法上の問題です。

ケーブル事業者 4 社は「同意については著作権法上の許諾は不要」と主張しておりますが、著作権法第 99 条で「放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有する」と規定されております。

従って、ケーブルテレビ事業者が再送信するに際して、著作隣接権を有する放送事業者からの許諾がなければ、それが違法状態であることは明らかです。

区域外再送信の同意に際し「著作権法上の許諾は不要」とする主張は重大な事実誤認といわざるを得ません。

■ 6 地元局の主張

また、現行の有線テレビジョン放送法では、区域外再送信について、再送信元となる発局の同意について規定されているだけで、再送信先となる地元局の承諾は不要とされ、大臣裁定制度においても、地元局が意見を述べる機会については明文化されていません。

しかしながら、区域外再送信により、視聴率や営業収入など経営的な影響を最も受けるのは地元局です。特に、フルネット局においては、番組表のほとんどが福岡局と同一のため、営業の根幹を成す視聴率の面で大きな打撃を受けることは言うまでもありません。

以上、簡単ではございますが、福岡民放 4 局を代表しての意見を申し上げます。

■ 補足意見／九州朝日放送としての意見（系列ブロック行政）

ここで、九州朝日放送としての補足意見を申し述べます。

当社及びテレビ朝日系列九州ブロック局はブロック番組を推進しており、大分地区ではすべて大分朝日放送が系列局として受け局となっております。

大分地区での福岡発ブロック番組の放送は、ケーブル事業者 4 社が主張している「福岡情報のニーズ」や「情報格差の是正」に対する「視聴者の期待」に込んでいると考えます。

また、当社の年間のブロック番組総収入は 6 つのレギュラー番組などで約 4 億円です。

ブロック番組について、セールスを行う場合、大分地区については、大分朝日放送の視聴率を唯一の営業データとしています。

従いまして、大分地区の視聴率が、当社の区域外再送信を含むケーブルテレビなどの「その他視聴率」により目減りすることは、当社の営業セールス上、大きな打撃となります。

ましてや当社の区域外再送信により、大分朝日放送がブロック番組に対する意義を失い、受け局から離脱する選択をした場合、当社は、年間でブロック収入の約 1 割を失います。

系列強化を柱とするブロック政策の中止は、経営上大きな影響を免れません。

最後になりますが、ケーブル事業者 4 社のうち、大分ケーブルネットワーク株式会社につきましては、同意期間中、連絡もなしに再送信が中止されておりましたため、九州朝日放送におきましては、適格性に問題ありとして、再同意しておりませんことを付け加えさせていただきます。以上、九州朝日放送としての補足意見を申し述べました。 以上